

### 第3. 勤労所得・法人所得・個人業主所得について

#### A. 産業連関表(35年)における勤労所得と分配国民所得の勤労所得との比較検討

##### 1. 農業

分配国民所得では農家経済調査よりノ戸当りの農業所得に対する、農業雇用労賃の割合を分配の農業個人業主所得に乗じて求める方法をとっている。

農林省のI.Oにおいては生産費調査、農家経済調査、農業センサス等を用いて次の様に3つの計数を求めた。

その結果農家経済調査より求めた計数が中間であり、大体適当と思われるので農家経済調査による準とし、農区別、階層別農家ノ戸当り支払労賃(年雇、臨時雇)にそれぞれ見合う農家戸数を乗じて算出した。(第4.2農業雇用労賃の表参照)

		生産費調査	農家経済調査	農業センサス
労 働 時 間	年 雇	男	89	44
		女	78	53
	臨 時 雇	男	372	258
		女	748	438
	計	1,287	839	793
勤 労 所 得	年 雇	男	4,249	2,101
		女	3,061	2,080
	臨 時 雇	男	17,763	12,319
		女	29,359	17,191
	計	54,432	35,868	33,691

労 賃 { 男 382円 (ノ時間当り 47.75円)  
女 314円 ( " 39.25円)

農家経済調査の支払労賃

{ 年 雇 33,82円  
臨時雇 47.19円

労働省においても国勢調査をベースとして年平均の雇用者数を求めこれに賃金を乗じて算出したが、農業の様な部門ではその様な部門ではその様な方法は適当でないので農家経済調査による全戸の計数をとる準となった。

##### 2. 林業

分配国民所得では昭和24年について物的方法により所得額を求め、これを勤労、個人、法人等に分割している。その勤労所得を基礎とし、山林労働賃金と生産量の総合指数で延長して求めている。10年余りも延長している点と延長指数自体問題点があると思われるので、農林省のI.Oの計数を採用した。

労働省は国勢調査をベースとした年平均の雇用者数に林業労働者賃金を乗じて算出したが、農林省の計数とかなりひらきがあるので、この部門もこの方法では適当でないとし、農林省の計数をとる準になった。

尚労働省と農林省の調整により農林省の勤労所得も始めの額より下げられて下記の如くになった。

(単位 100万円)

	農 林 省	労 働 省
育 林	20,478.0	} 22,282.3
特殊林産物	191.0	
伐 木	61,420.9	13,739.8
薪 炭	3,160.7	21,559.9
計	85,250.6	57,582.0

### 3. 水 産 業

分配国民所得では昭和25年について物的方法により所得額を求め、これを勤労、個人、法人等に分割している。その勤労所得をもとにし雇用労賃等の傾向で延長して求めているが、ベース自体、延長指数、10年も延長によっている等種々の問題点がある。

農林省のI.Oの計数は基礎データをこまかく積上げて算出されたものであり、別途純附加価値に法人企業統計や漁家経済調査等より求めた人件費割合を乗じて求めた計数ともほぼ見合うのでそのまま採用する事にした。

労働省では農業や林業と同じく国勢調査をベースとして雇用者数を求めこれに賃金を乗じる方法で算出したが下記の如く農林省の計数に比べて非常に少く出てくるので農業、林業と同様オノ次産業についてはこのような方法をとるのは適当でないとして、農林省の計数による事とした。但労働省としては雇用者数についてまだ問題を残している。

農 林 省

	100万円
沿岸漁業	16,058.3
遠洋沖合漁業	66,726.4
浅海養殖業	5,129.2
捕 鯨 業	4,239.9
内水面漁業	92.9
内水面養殖業	1,199.9
計	93,446.6

労 働 省

	100万円
海面漁業	34,034.3
捕 鯨 業	6,149.1
内水面漁業	4,817.0
計	45,000.4

### 4. 農林水以外の産業

分配においてはオノ次産業と異り、各産業別、常用、日雇別に1人当賃金を求め、これに見合う雇用者数を乗じて算定している。

(1) 鉱業、建設業、製造業、卸小売業、金融保険不動産業、運輸通信その他公益事業

この産業については各産業ごとに毎月勤労統計の甲調査、乙調査、特別調査等を基礎として常用、日雇別、規模別に1人当り賃金を求め、国勢調査、労働力調査、事業所統計等を用いて求めたそれぞれに見合う雇用者数を乗じて算出している。

労働省においても別紙の如く賃金俸給については分配と同じような資料を用いて推計している。その他の重役俸給や社会保険雇主負担分チップ、交費等は合計として分配の計数をそのまま用い、分割は独自に行っている。

労働省で求めた賃金俸給は下記の通りであり、表中の旧推計の計数は分配の賃金俸給所得（常勤重役所得額を含む）である。

尚、分配の賃金俸給算定方法のうちで常用雇用の規模別人員の求め方は労働省の方法の方がよいと思われるので改算しなければならない。

(参考) 毎月勤労統計調査対象産業における賃金俸給額の推計方法について

38.7.16

#### 労働省労務統計調査部

昭和35年産業連関表の部門別勤労所得は、国勢調査、事業所統計調査、工業統計調査、毎月勤労統計調査、労働力調査をはじめ各種の雇用資金統計にもとずいて逐次推計が進められているが、このうち主要な部分を占める毎月勤労統計調査対象産業（鉱業、建設業、製造業、卸売小売業、金融保険不動産および運輸通信公益事業）の賃金俸給額（常勤重役俸給を含む）をその方法によって推計し、全賃金俸給額コントロールトールの基礎資料にすることとした。

なお、毎月勤労統計調査対象産業以外の諸産業（農業、林業、水産業、サービス業および公務）の賃金、俸給については、産業連関表の部門別に生産費面および所得面からの推計調整が進められている。

#### 〔推計方法〕

推計は、産業大分類別につきの方法によって行う。

- (1) 国勢調査時点（10月1日）の雇用者数を労働力調査による雇用者の動向によって年平均雇用者数に修正。
- (2) 毎勤甲調査（規模30人以上の事業所分）の常用労働者数、日雇延人員数により、甲調査対象分の常用労働者数、日雇労働者数を推計する。日雇延人員数から日雇実人員数を推計するための、日雇労働者1人当り平均稼働日数は、
$$\text{常用労働者の出勤日数} \times \frac{\text{日雇労働者の労働時間数}}{\text{常用労働者の労働時間数}}$$
による。  
(毎勤) (労調)
- (3) 年平均雇用者数より、毎勤甲調査対象常用労働者、日雇労働者数を減じて30人未満事業所の雇用者とする。ただし運輸通信公益事業部門に限り、外洋輸送関係船員数（運輸省推計）をも減じて30人未満事業所の雇用者とする。
- (4) (3) で推定した雇用者数を、毎勤乙調査（規模5～29人の事業所分）結果による、常用、日雇労働者比率によって分割し、常用・日雇別労働者数を推定する。
- (5) 規模30人以上の常用賃金は、毎勤賃金指数から推定し、日雇賃金は毎勤甲調査結果をそのまま用いる。  
尚、現物給与見積額として、25年給与構成結果による現金給与に対する現物給与の比率を乗じて加算する。
- (6) 30人未満の常用賃金は、毎勤乙調査と特別調査（規模1～4人の事業所分）の結果を事業所統計調査時（8月1日）の常用労働者数比率によって総合する。

日雇賃金は、乙調査結果をそのまま用いる。尚、常用賃金には、5~29人規模の食卓評価額、1~4人規模の

食卓評価額と現物給与見積額を加算する。

(1) 外洋輸送関係船員の賃金は、運輸省兼務資料より推計する。

昭和35年毎勤対象産業の賃金俸給額の推計結果

	鉱業		建築業		製造業		卸売小売業		金融保険不動産業		運輸通信公益事業		計
	雇用者数	賃金俸給	雇用者数	賃金俸給	雇用者数	賃金俸給	雇用者数	賃金俸給	雇用者数	賃金俸給	雇用者数	賃金俸給	賃金俸給
計	千人	百万円	千人	百万円	千人	百万円	千人	百万円	千人	百万円	千人	百万円	百万円
計	5,220	149,216.53	2,138.0	395,298.64	790.60	1,799,470.31	3,702.0	672,325.75	754.0	257,545.76	2,412.0	741,921.75	4,015,748.74
30人以上													
規模	4,453	137,271.65	856.9	185,040.11	5,272.8	1,390,404.17	972.3	256,770.50	488.2	183,829.06	1,640.1	526,774.23	2,680,119.72
常用	4,340	135,652.78	635.1	155,845.92	5,160.9	1,372,758.11	946.4	253,722.27	483.2	182,940.97	1,522.4	510,649.50	2,611,569.55
現物給与		542.61		467.54		5,491.03		507.44		365.88		510.65	7,885.15
日雇	11.3	1,076.26	221.8	28,726.65	111.9	12,155.03	25.9	2,540.79	5.0	552.21	117.7	15,814.08	60,665.02
30人未満													
規模	76.7	11,944.88	128.11	210,208.53	2,633.2	409,386.14	2,729.7	415,555.25	265.8	73,686.70	737.9	194,366.72	1,314,848.22
常用	72.6	11,605.30	913.7	166,415.92	2,566.3	503,760.96	2,682.7	411,047.56	264.3	73,575.19	701.6	190,562.68	1,256,907.81
5~29人	60.1	9,594.12	706.3	133,728.02	2,133.4	345,687.60	1,167.3	206,808.21	219.4	63,692.70	590.2	163,787.58	923,298.23
1~4人	12.5	2,011.18	207.4	32,687.90	432.9	58,013.36	1,515.4	204,239.55	44.9	9,882.49	111.4	26,775.10	333,609.58
日雇	4.1	339.58	367.4	43,792.61	66.9	5,385.18	47.0	4,507.49	1.5	111.51	36.3	3,804.06	57,940.41
外洋輸送 関係船員											34.0	20,780.80	20,780.80
(参考) 旧推計による 賃金俸給	5,220	156,086	2,138.0	402,327	7,906.0	1,845,789	3,702.0	698,221	754.0	255,788	2,412.0	793,499	4,151,660

以上 (参考)

I.Oについては通産省関係がまだでていないので全部門についての比較はできないが、ある部門についてのそれぞれの産業と比較すると次の様になる。

次表のうち労働省の計数のうち各産業ごとの計数は、前記の賃金俸給のかわった部分を折込んで勤労所得計としての各産業ごとの計数がでていないのでオノ次試算の計数をそのままかかげた。

部門ごとの計数についてもオノ次試算がだされてから各省との調整が行われたので、わかっている限りは新しい計数におきかえたがその後かわったものもあると思われる。

毎勤対象産業における分配・労働省、I.Oの勤労所得の比較 (単位/100円)

分 配	労働省	I. O
鉱 業 161,218	153,317	未集計
建設業 448,144	402,787	560,288
製造業 1,948,654	1,906,727	食料品工業(濃林省) 172,078.4
卸小売業 763,299	飲食店 814,368 827,274	飲食店(研究所) 82,727.4
金融保険不動産業 266,166	金融 300,954 保険 205,848.9 不動産 17,903.2 住宅賃貸料 16,821.2 380.1	290,449.9(研究所) 金融 205,848.9 生命保険 62,344.9 損害 " 17,256.1 不動産仲介業 2,691.8 住宅賃貸料 2,308.2
運輸通信その他公益事業 817,420	運輸 720,687 523,846.8 113,723.8 電力(含自家用) 74,581.6 ガス、蒸気供給業 14,573.3 水道、清掃業 21,094.9	運輸(運輸省) 535,821.3 清掃業(研究所) 21,094.9 水道 21,094.9 郵便( ) 41,073.8 放送( ) 16,756.0 電信電話( ) 72,650.0

注 労働省の産業別の計数は事業所ベースによる分配の勤労所得にあわせて算出したものであり、部門ごとの計数はアソティビティベースによるものである。

(2) サービス業

分配においては連合軍労働者を除き民間給与実態調査より卸小売に対するサービス業のノ人当り賃金の格差を求め、これを(1)で求めた卸小売業のノ人当り賃金に乗じてサービスのノ人当り賃金を求めこれに国勢調査及び労働力調査より求めた雇用者数を乗じている。

労働省では事業所統計や賃金構造基本調査のほか業務統計や直接ききとり等によって細かく積上げているので分配とは大分ひらきがある。

研究所のオノ次産業別によって求められたI.Oの計数は先に労働省と種々調整を行って労働省とは部門ごとにあわせている。

分 配	労働省	I. O
サービス業 704,067	948,600	
	教 育 382,300.0	教 育 382,385.9
	医 療 127,403.1	医 療 127,403.1
	その他の公共サービス 78,133.0	その他の公共サービス 78,133.0
	対事業所サービス 63,095.1	広 告 27,090.6
	娯楽サービス 62,938.4	その他の対事業所サービス 36,004.5
	その他の対個人サービス 109,723.0	映 画 19,183.4
		その他の娯楽費 46,926.3
		その他の対個人サービス業 82,870.1

(3) 公務

分配においては人事院の国家公務員給与を基とし、大蔵省、自治省資料等によつて公務平均のノ人当りを求め、国勢調査、労働力調査から求めた雇用者数を乗じ、別途の非常勤職員、常勤労務省、臨時職員等の所得額を補い、自衛隊の現物給与を含めて算出している。

労働省においても人事院や自治省資料によつて推計しているが、地方公務員ノ人当りの見積り方がこちらより高めであるので分配より高くでていると思われる。

研究所のI.O.の計数は大体決算書等より求められているが、内容的に委員の謝金が含まれ又自衛隊の現物が福利厚生費に入れられている点で異っている。

	分配	労働省	I. O
公務	448,633 <sup>100万円</sup>	507,948	
		511,966.3	495,768.1

注 労働省上段は事業所ベースにあわせたもの、下段はアフティビティベースにあわせた計数。

(4) 現在発表している分配の勤労所得にも基礎資料の関係で種々の問題点があるがそのうち主な点について試算してみると次の様になる。

改算した点

- ア 農林水以外の賃金俸給所得
- イ サービス業の賃金俸給所得
- ウ アに伴つて兼業所得

ア. 農林水以外の賃金俸給所得

賃金俸給所得の算出の過程でその他のうちに含まれる重役俸給の一部が含まれるのでその分を除かなければならないが、適切な資料が従未得られなかった。

除く部分の重役俸給の算出方法のうち常勤重役数のとり方を替えた。

従来は法人企業統計年報及び季報を基として推計していたが、35年国調においてはじめて民間の役員数がでているのでこれによつた。

尚30年は35年の計数を基として、法人統計年報の役員数の各産業ごとの35年に対する30年の傾向で逆延長して用いた。

イ. サービス業の賃金俸給所得

従来、駐留軍労務省を除いては民間給与実態調査による卸小売に対するサービスの格差を当部推計の卸小売ノ人当賃金に乗じて推計していたが、この調査では官公立分がおちるので、サービスのうちのかなりのウェイトを占める教育等は問題があつた。

今次推計では35年事業所統計における、常雇の従業者のサービス業のうち、国、公営の教育の占める割合を求め、これを当部推計の常用雇用者に乗じて国公営教育分の常用雇用者数を求め、これを除き、残りについては従来と同じ方法によつて所得額を求め、これに産業連関班(山本氏)よりの国公立の給与を加え、サービス業の所得額とした。

30年については、常用雇用の割合は、29年と32年の事業所統計より求め、これを直線補間しく30年を求めた。

国公立給与は、産業連関班の30年の計数は国公立/本であるため、35年の国公立のうち国公立の占める割合(29年と31年の学校基本調査より実際に求めてみるとその割合を乗じて求めた国公立の給与が大体よいと思われるので)を乗じて30年の国公立分の給与として、35年と同様の方法で算出した。

#### ウ. 兼業

農林水以外の賃金俸給に兼業の比率を乗じて求めるので、農林水以外の賃金俸給がかわったため以上の改算の結果を従来発表計数と比較すると次の様になる。

(単位 100万円)

	勤労所得計		サービス業賃金俸給	
	35 歴年	35 歴年	30 歴年	35 歴年
改算計数 A	3,322,746	6,078,967	502,966	773,014
発表計数 B	3,180,066	5,775,986	420,980	626,675
A - B	142,680	302,981	81,986	146,339

## B. 法人所得推計法とその問題点

### 一. 現行法人所得推計法の概要

I. 法人所得の推計は、主として国税庁の部内資料を基礎とし、次のように行っている。

1. 申告所得の確定
2. 調査後所得の推計
3. 税法上の所得と、国民所得計算上の所得との概念の相異の調整
  - (1) 準備金・引当金関係
  - (2) 交際費関係
  - (3) 輸出所得関係
  - (4) 日銀納付金関係
4. 国内法人所得への調整

II. 以下各項目について、その概略を説明する。

#### 1. 申告所得の確定

各法人は、事業年度終了後2ヵ月以内に所轄税務署にその所得(欠損)金額(及び所得金額から控除した繰越欠損金額があれば、その金額)を記載した法人税申告書を提出する。各税務署は毎四半期末、この申告所得金額等の累計を国税局を経て国税庁に報告し、国税庁はこれを取りまとめて部内資料「法人税処理状況」のうち「申告等の状況」として発表する。従って年度末の「申告等の状況」から、全法人の所得額(=申告所得額-申告欠損額+控除した繰越欠損額)を一応把握できる。

## 2. 調査後所得の推計

申告に対しては、税務署や国税局によって調査が行われ、その結果所得額は更正されることがあり、また無申告法人等に対しては所得金額の決定が行われる。このような税務調査による修正を推計に導入するために次の計算を行う。

$$\frac{\text{更正決定による増差所得}}{\text{申告見認所得} + \text{更正分基本所得}} = \text{所得更正決定増差率}$$

$$\text{申告所得} \times (\text{ノ} + \text{所得更正決定増差率}) = \text{修正後所得}$$

$$\frac{\text{更正決定による欠損の変化額}}{\text{申告見認欠損} + \text{更正分基本欠損}} = \text{欠損更正決定減差率}$$

$$\text{申告欠損} \times (\text{ノ} - \text{欠損更正決定減差率}) = \text{修正後欠損}$$

更に次の式によって調査後法人所得が推計される。

$$\text{修正後所得額} - \text{修正後欠損額} + \text{控除した繰越欠損額}$$

以上の計算は、法人の所管別（税務署所管法人と国税局調査課所管法人別）、種別（普通法人、特別法人、公益法人等、外人法人など）に夫々区分して行い、その結果を合計する。

## 3. 税法上の所得と国民所得計算上の所得との概念の相異の調整

これまでの作業は、国税庁の部内資料を基礎資料として進められるので、この結果算出された所得は法人税上の所得であり、純生産物の価値としてとらえられる国民所得概念とは異っている。この相異を調整するのが、次の段階である。

### (1) 準備金・引当金関係

準備金・引当金のうちには将来発生するであろう危険

または損失に備えて、企業の内部留保充実等の政策上の理由から、税法上損金計上を認められているものもある（注1）。しかし、その純増（減）（注2）は、国民所得計算上は損失金としての性格をもつものではないから、これを加（減）算する必要がある。

これら準備金・引当金の純増減額の推計は、大蔵省の「法人企業統計」、 「保険年鑑」、 「全国証券業者営業報告集計表」、日本銀行の「経済統計月報」、国税庁の「青色申告による特別制度の活用状況調」等によって行っている。

（注1） 貸倒準備金、湯水準備金、違約損失補償準備金、異常危険準備金、退給給与引当金、価格変動準備金、輸出損失準備金、年収差益勘定、債権償却引当金。

なお、特別修繕引当金の増減額については、その性格上、調整を行わない。

（注2） 準備金、引当金の調整は、期中におけるその繰入額と取り崩し額との差額、すなわち純変化額について行っている。

### (2) 交際費関係

法人が支出した交際費中、一定限度を越える額は税法上、益金に算入されているが、この交際費損金不算入の規定は政策上の理由によるものであり、経費性を否定するものではない。従って、国民所得計算上は、益金算入



分を差し引く必要がある。

なお、この益金算入の交際費金額は国税庁の部内資料によつて把握される。

(3) 輸出所得関係

輸出に関する税法上の特別措置として、輸出に関連した一定の取引を行った場合、その取引による収入金額の一定割合を所得計算上損金に算入する制度があるが、この金額は国民所得計算上は当然、所得に引き戻しておかなければならない。

この金額も国税庁の部内資料において把握される。

(4) 日銀納付金関係

日本銀行は法人税法上普通法人であるから、その利益は普通法人の所得の中に一応含まれることになる。

ところが、日本銀行法の規定により、法人税課税における所得計算上、日銀納付金は損金に算入することになつており、日銀納付金に相当する金額は、普通法人としての日銀所得から除かれているので、これを加算調整する必要がある。この計数は、日銀の決算報告書によつて

4. 国内法人所得への調整

わが国の国民所得勘定の構成上、分配国民所得の各項目は、すべてドメスティック・ベースで推計され、最後に「海外からの純所得」の項で一括してナショナル・ベースに調整されることになつてくる。ところで、3.までの手続によつて推計された法人所得はナショナル・ベースのものであるから、二重調整をとけるため、今の国内法人所得に直しておく必要がある。

(270)

この国内法人所得への調整は、国際収支表によつて次のとおりに行っている。

国際投資収益

区 分	受 取	支 払
1. 直接投資収益		
1.1 支店収益	法人所得に算入されているので金額除算	
1.2 配当金	全 上	
1.3 利 子	全 上	法人所得から除算されているので金額加算
1.4 企業の未分配利潤		
2. その他配当金	法人所得に算入されているので $\frac{1}{2}$ (他は個人と推定)を除算	
3. その他利子		
3.1 I M F		
3.2 国際機関		
3.3 政府借款		
3.4 その他政府債務		
3.5 預 金	法人所得に算入されているので金額(推定)除算	法人所得から除算されているので金額(推定)加算
3.6 そ の 他		

雑サービス

区 分	受 取	支 払
著 作 権	法人所得に算入されているので $\frac{1}{2}$ (推定)除算	法人所得から除算されているので $\frac{1}{2}$ (推定)加算
フィルム賃貸料	法人所得に算入されているので金額(推定)除算	法人所得から除算されているので金額(推定)加算
特許権使用料	全 上 (割合 90%)	全 上 (割合 90%)
その他賃貸料・使用料	全 上 (割合 50%)	全 上 (割合 50%)

二. 現行法人所得推計上の問題点

ノ. 申告所得の把握

法人所得推計の基本となるのは、前述のとおり、各法人がその事業年度終了後2カ月以内に税務当局に提出する申告所得額である。ところで、各法人は夫々個々に定めた事業年度によつてその所得を計算しており、通常その期間は6カ月(年2回決算法人)又は1年(年1回決算法人)であるが、その始期及び終期は夫々任意に定められている。

現行の推計は、35年度を例にとれば、35年度(注)中に終了した事業年度の、その事業年度分の所得を集計したものであり、これをもつて35年度中の発生所得に置きかえている訳である。

(注) 法人所得推計の基本資料である国税庁の「申告等の状況」は、国税庁の法人税事務年度(毎年7月1日～翌年6月30日)について作成されている。つまり、35年度の例でいえば、35年7月1日～36年6月30日の間に申告期限の到来した法人の所得の集計である。申告期限は事業年度終了後20日があるから、決算期についていえば、35年5月1日～36年4月30日に事業年度の終了した法人の所得の集計ということになる。

従つて、例えば、35年度の法人所得については、36年3月31日に事業年度の終了する法人の所得は、

完全に35年度中に発生した所得に合致するけれども、2月31日に事業年度の終了する1年決算法人の場合は、34年度の1月、2月、3月に稼得した所得が、35年度の1月、2月、3月に発生するであろう所得に置き換えられている訳である。更に35年5月30日に事業年度の終了する1年決算法人の場合は、その殆んどの所得(概ね $\frac{2}{3}$ )が、34年度中に稼得したもので置き換えられる訳である。

この点について安当な調整の方法は、いまのところ見当らない。米英西国においても、現在までのところこの調整を不可能なものとしているようである。

(備考) 参考までに、資本金1億円以上の大法人の各決算月毎の申告所得の割合を過去3カ年について調べてみると下記のとおりになっている。

区 分	34年度	35年度	36年度	区 分	34年度	35年度	36年度
4月決算	2.5%	3.6%	4.0%	11月決算	4.6%	4.4%	4.8%
5月 "	3.9	4.0	4.2	12月 "	3.7	4.2	3.7
6月 "	3.3	3.8	3.8	1月 "	0.4	0.6	0.6
7月 "	0.4	0.4	0.4	2月 "	1.3	1.3	1.1
8月 "	1.1	1.1	1.0	3月 "	41.9	38.2	38.0
9月 "	33.1	34.1	34.3				
10月 "	3.7	4.3	4.1	年度計	100.0	100.0	100.0

(注) 但し、上表には欠損法人の欠損金額は控除されていない。

## 2. 調査後所得の推計

申告所得は税務調査によって修正される。10万円の申告所得金額が20万円に増加修正されることもあるし、5万円に減額修正されることもあり得る。更にそれが欠損の10万円になることもあるであろう。また20万円の申告欠損額が10万円の欠損に、または30万円の欠損に、あるいは10万円の黒字に修正されることもあり得る。しかし、所得の増加または欠損の減少の方向に修正されるのが一般であり、現行推計では全体における増差率または減差率を申告所得金額または申告欠損金額に乗じて申告額を修正している。

これらの計数は国税庁の部内資料である「法人税処理状況報告書」等によっているが、これは法人税事務年度中に処理（申告是認または更正決定）された案件についての合計額である。すなわち、例えば、35事務年度に処理されたものなかには、前年度及び前々年度から繰越して処理未済であったものの当年度処理分も含まれている。従って、現在の国税事務進捗状況からみて、多分、この事務年度中に処理されたものの大部分は35年度中に事業年度の終了する法人申告分であると認められるか、その中には34年度、または33年度中に事業年度終了のもの、あるいは36年度の初期に事業年度の終了した申告分についての処理の計数が区分なく含まれている筈である。

この結果、申告所得額を修正すべき更正増差率は、正確には推計期間中の所得額に対応するものとはなっていない。（

(272)

もつとも、39事務年度以降は処理報告が申告の発生日ごとに区分されるようになる由である。）

## 3. 税法上の所得と国民所得計算上の所得との概念の調整

準備金・引当金関係、交際費関係、輸出所得関係及び日銀繰入金関係について、概念の調整を行っていることは前述のとおりであるが、現在なお未調整のままとなっている点もかなり残されている。そのうち、主なものは次のとおりである。

(1) たな卸資産評価損益の除去(注)

(2) その他の資本損益の除去(注)

(注) この問題については、「国民所得推計法」148

～156頁に詳細な説明があるので、ここで

は省略する。

(3) 特別償却関係

(1)、(2)の問題とは本質を異にするが、特別償却についても次に述べるような問題があるので、ここで取り上げておく。

26年度以降、税法上の特別措置として特別償却制度が創設され(26年度では割増償却という名称であった)。現在では11種の特別償却が認められている。これは、特定の法人が特定の機械設備を取得した場合等に、普通償却の範囲以上に特別に償却を行なうことを認めるものとある。この特別償却額は税法上の所得算出に当って、当然損金として扱われ、主として税務資料によって推計される現行国民所得計算上の法人所得でも経費として除

算されている。

ところで、要素費用表示・ネット・ベースの国民所得と市場価格表示・グロス・ベースの国民所得（国民総生産）の差額は周知のとおり「間接事業税一補助金」と「資本減耗引当」及び「統計上の不突合」である。「資本減耗引当」のうち、法人の減価償却額は主として法人企業統計によって推計されているが、法人企業統計の減価償却額には、特別償却分は含まれていない可能性が大きい。もしそうであるとすれば、特別償却の分だけ、「統計上の不突合」が大きくなっている筈である。

従って、特別償却額を国民所得計算上は経費と認めず法人所得に加算するかあるいは特別償却も減価償却の一態様と考えて「資本減耗引当」を含めるか、いずれにせよ「統計上の不突合」を少なくするように改善する必要がある。

#### 特別償却額調

26年度	200百万円	32年度	24400百万円
27 "	2800	33	20500
28 "	4800	34	33279
29 "	5800	35	48889
30 "	5700	36	57558
31 "	13800		

(備考) 各年度ともその年2月1日から翌年1月31日までに事業年度が終了した法人について調査したものである。

シ、個人業主所得推計法とその問題点 (個人業主所得専門委員会報告資料)

(1) 個人業主所得の推計

1) 現行推計方法の概要

個人業主/人当り年間平均所得の推計方法は、利用可能な資料に応じて産業毎に違っている。農業、林業および水産業、製造業および卸小売業、その他の産業の4つのグループに分けて推計方法の概略を記せば以下のようである。

(i) 農 業

「農家経済調査」によって全国平均/戸当り農業個人業主所得を求め、これに「農業センサス」の総農家戸数を乗じて算定する。ただし、農家戸数は次の「農業センサス」ないしこれに代るべき調査の行なわれるまで据置かれる。

(ii) 林業および水産業

生産統計からいわゆる物的方法によって生産所得を推計し、これから別途推計された法人所得、勤労所得を控除して、個人業主所得を残余として算定する。

(iii) 製造業および卸小売業

「事業所統計調査」によって把握された都市所在の個人経営事業所を母集団とする「個人商工業経済調査」が基礎資料となっている。

(4) 「就業構造基本調査」によって、従業員数の規模別に業主の分布割合を算出する。ここでは10人以上の規模が一括されているので、これをさらに「事業所統計調査」によ

って細分する。

(ロ) 「労働力調査」によって、休業中もしくは就業時間1〜34時間の非農林業自営業主の割合を算出し、単独業主の分布割合を2つに分割する。(第1表)

(ハ) 「個人商工業経済調査」によって従業員数規模別に業主/人当り平均営業利益および平均売上高を求める。(第2表)

(ニ) (イ)と(ロ)によって算出された業主数の総合分布割合をウエイトとして、(ハ)の営業利益および売上高を加重平均する。この場合、休業中もしくは短時間就業の業主の平均営業利益および平均売上高は、「個人商工業経済調査」における単独業主のその50%に相当するものと仮定される。(第2表)

(ホ) 「法人企業調査年報」によって、資本金200万円未満の法人企業における減価償却の売上高に対する比率を算出し、この比率を(ニ)で求められた売上高の加重平均値に乗じて、業種/人当り平均減価償却額を求める。営業利益から減価償却を控除して、純所得をえる。

(ヘ) 業主/人当り所得の全国平均値の全都市平均値に対する格差率を「就業構造基本調査」(追加集計)(昭和34年)から求めて(製造業92.3%、卸小売業39.9%) (ホ)の全都市平均所得を全国平均値に換算する。

(ト) 別途推計された自営業主数を(ヘ)の全国平均業主所得に乗じて、製造業および卸小売業の個人業主所得を推計する。

(iv) その他の産業

第1表 個人業主の従業員規模別分析

就業構造基本調査(34)年								総合分析割合
製造業	規模別	個人業主数	分布割合					
	総数	788 <sup>4人</sup>	100.0					100.0%
	1人	333	42.2					42.2
	2	163	20.7	事業所総計調査(32年)				20.7
	3	101	12.8	規模別	個人業主数	分布割合	(計算過程)	12.8
	4	55	7.0					7.0
	5~9	95	12.0	総数	31,090人	100.0		12.0
	10人以上	42	5.3	10~19人	24,326	78.2	$5.3\% \times 78.2\% = 4.2\%$	4.2
			20~29	4,332	13.9	" $\times 13.9\% = 0.7\%$	0.7	
			30~49	1,867	6.0	" $\times 6.0\% = 0.3\%$	0.3	
			50~99	565	1.9	" $\times 1.9\% = 0.1\%$	0.1	
卸小売業	総数	2,205 <sup>4人</sup>	100.0					100.0%
	1人	1,131	51.3					51.3
	2	603	27.4					27.4
	3	246	11.2					11.2
	4	104	4.7					4.7
	5~9	100	4.5	総数	12,262人	100.0		4.5
	10人以上	20	0.9	10~19人	10,611	86.5	$0.9\% \times 86.5\% = 0.8\%$	0.8
				20~29	1,651	13.5	" $\times 13.5\% = 0.1\%$	0.1
			30~49	758	-		-	
			50~99	233	-		-	

第2表 個人商工業経済調査、従業員規模別平均売上高及営業利益 (製造業、卸小売業)

業種	規模	総合分布割合	売上高		営業利益	
			34年度計		34年度計	
製造業	1人	4.22 { 21.5 (20.7)	523,507円 (265,754)	219,634円 (109,817)		
	2人	20.7	987,047	329,024		
	3人	12.8	1,624,540	455,820		
	4人	7.0	2,170,801	513,441		
	5~9人	12.0	4,370,626	868,511		
	10~19人	4.2	10,704,169	1,798,399		
	20~29人	0.7	13,969,118	2,381,085		
	30~49人	0.3	37,473,666	6,165,357		
	50~99人	0.1	33,097,951	3,908,197		
	100人以上	—	—	—		
	計	100.0	(2,322,979) 1,949,133	451,173		
卸小売業	1人	5.13 { 30.6 (20.7)	921,414 (463,707)	186,620 (93,710)		
	2人	27.4	1,847,905	375,787		
	3人	11.2	3,488,370	614,398		
	4人	4.7	5,532,326	888,057		
	5~9人	4.5	9,097,972	1,093,034		
	10~19人	0.8	21,848,224	1,862,201		
	20~29人	0.1	25,800,055	3,449,549		
	30~49人	—	—	—		
	50~99人	—	—	—		
	100人以上	—	—	—		
	計	100.0	(2,494,826) 2,146,813	357,474		

(注) 括弧内は休業中もしくは就業時間1~34時間の業主に関する計数  
(276)

国税庁「所得種類別表」によって、産業別に課税個人業主の平均所得を求める。次に、第2次産業は製造業、第3次産業は卸小売業を基準として、産業間の相対所得比率を算出する。この相対所得比率を(iii)において推計された製造業および卸小売業の平均所得に乗じて各産業の平均所得を推計する。これに別途推計された自営業主数を乗じて、産業別に個人業主所得を算定する。

(2) 現行推計方法の向題点

(i) 農林水産業

- (A) 農家戸数の変化が全然おり込まれておらない。
- (B) いわゆる農業法人や請負耕作等の新しい組織に対する考慮が払われておらない。
- (C) 林業および水産業に関する物的方法による総生産推計の精度が着るしく低い。
- (D) 水産業における横行的な分配制度の実態が十分に反映されているかどうか疑問である。

(ii) 「個人商工業経済調査」の母集団復元サンプル調査の結果は、当然にその標本抽出の母集団に復元さるべきであるが、現行の推計方法において採られている「個人商工業経済調査」の母集団への復元は、以下の理由からして必ずしも適切であるとは認めがたい。

- (A) 営業利益および売上高の加重平均計算にウエイトとして用いられている総合分布割合は、「就業構造基本調査」に基本的に依拠して算出されている。したがって、「個人商工業経

済調査」は実質的にはその母集団たる「事業所統計調査」ベースではなくて「就業構造基本調査」ベースに復元されていると解される。

(ロ) 総合分析割合は、全国についてのもので全都市のそれではない。

(ハ) 林業中もしくは短時間就業の自営業主はすべて「事業所統計調査」の調査対象外にあり、しかもすべて単独業主であると仮定している。しかしながら、これは業主の就業状態にかかわる分類ではあっても、「事業所統計調査」の調査対象の内外とは原則的にまったく無関係なものである。また「労働力調査」の約束からしても、林業中の単独業主というカテゴリーはありえない。

### (iii) 相対所得比率

(イ) 産業間相対所得比率は、課税業主の所得額から算定されたもので、非課税業主の所得はまったく考慮されていない。

(ロ) 単独業主の内部での相対所得比率(林業中もしくは短時間就業の業主=完全就業の業主×0.5)には計数的根拠にとぼしい。

### 3) 推計改善のための提案と試算

#### i) 推計方法と統計資料に関する提案

前述した現行推計方法の問題点を改善するために、次の諸項を提案したい。

#### (1) 農家戸数の推計

林業を含むことなどについて問題があるが、「労働力調

査」の農林業自営業主数の季節変動調整系列の傾向によって「農業センサス」の農家戸数を延長して、年々の農家戸数を推計する方法も考えられる。

#### (ロ) 農林省推計との調整

政府公表の農業所得統計に経済企画庁推計と農林省推計と2つの系列が独立に行われているが、この際農林省と共同研究を行ない両系列の調整をはかるべきである。

#### (ハ) 農業法人 請負耕作等の取扱方

農業法人、請負耕作等が今後増加することが予想されるので、その国民経済計算における取扱い方ならびにその統計的把握法につき関係官庁と協議研究すべきである。

#### (ニ) 林業所得の推計

基礎的統計調査の一層の拡充を計り、物的方法による推計の精度向上に努力すべきである。

#### (ホ) 水産業所得の推計

「漁業経済調査」「漁業センサス」等により農業所得に準ずる推計方法を開発するとともに、水産業に固有の諸横行の実態を明らかにし、これを水産業所得推計に反映するごとく検討すべきである。

#### (ヘ) 「個人商工業経済調査」の母集団復元

「個人商工業経済調査」の結果は「事業所統計調査」の結果によってその母集団に復元することがもつとも望ましいところではあるが、そうすると今度は「事業所統計調査」の扱えた「事業所のある自営業主」としからざる「事業所



のない自営業主」との相対所得比率の推計に困難をきたすので、むしろ「就業構造基本調査」における「自宅・設備あり」と「通勤」の自営業主をひいて「専業所のある自営業主」とみなして、これに反映して「個人商工業経済調査」の結果をふくらまして、母集団への還元にかえるのが実効的と考える。「就業構造基本調査」では卸小売業と金融保険不動産業とが分離表章されておらないので、この点集計方法を改める必要がある。

就業構造基本調査の追加集計は本推計に折込むか、あるいは別途追加集計として継続することが望ましい。

(ト) 相対所得比率の推計

所要の相対所得比率は「就業構造基本調査」(追加集計)によって推定すべきである。なお、「就業構造基本調査」の所得データについてはさらに検討する必要がある。

(ク) 「労働力調査臨時調査」の拡充

「就業構造基本調査」は3年度に行なわれるので、中間年度の計数を求めるため「労働力調査臨時調査」のサンプル・サイズならびに調査項目の拡充を計るべきである。

(ク) 「個人商工業経済調査」の拡充

「個人商工業経済調査」の精度向上を計るため、十分な予算の裏付けを伴うサンプル数の増加が必要である。

(ク) 「商業センサス」「工業センサス」の拡充

個人・法人別集計、コスト項目の調査の拡充が望ましい。

(ii) 試算

昭和34年度について提案事項に基く試算を行なった結果は次のようである。

	製造業	卸小売業*		製造業	卸小売業
総数	100.0%	100.0%	5~9人	14.6%	5.4
1人	32.8	43.1	10~19人	5.2	1.0
2人	22.8	31.4	20~29人	0.9	0.1
3人	14.8	13.3	30~49人	0.4	—
4人	8.4	5.7	50人以上	0.1	—

\* 金融保険不動産業を含む。以下同様。

(イ) 「就業構造基本調査」(追加集計)および「専業所統計調査」により、専業所のある業主についての総合分布割合を算出する。

(ロ) 営業利益および売上高を加重平均する。この試算結果と現行推計とを対比すると次のようである。

	営業利益		売上高	
	現行	試算	現行	試算
製造業	451 <sup>千円</sup>	528 <sup>千円</sup>	1,949 <sup>千円</sup>	2,323 <sup>千円</sup>
卸小売業	357	412	2,147	2,495

(ハ) 減価償却および所得を現行推計方法にしたがって算出すると次のようである。

	売上高	減価償却の割合	減価償却額
製造業	2,323 <sup>千円</sup>	1.50%	33 <sup>千円</sup>
卸小売業	2,495	0.66	16

	営業利益	減価償却額	所得
製造業	528 <sup>千円</sup>	- 33 <sup>千円</sup>	= 495 <sup>千円</sup>
卸小売業	412	- 16	= 396

(=) 「就業構造基本調査」(追加集計)より「事業所のある自営業主」について全国平均所得の市部平均所得に対する地域間相対所得比率を算出し、(ハ)の市部平均所得に乗じて全国平均所得を算出すると次のようである。

$$\text{製造業 } 495\text{千円} \times 92.5\% (= \frac{29.5}{31.9}) = 458\text{千円}$$

$$\text{卸小売業 } 396\text{千円} \times 90.8\% (= \frac{27.6}{30.4}) = 360\text{千円}$$

(ハ) 「就業構造基本調査」(追加集計)により「事業所のある自営業主」の全国平均所得に対する全自営業主の全国平均所得の比率を求め、この相対所得比率を(=)の結果に乗じて総平均所得を算出すると次のようになる。

$$\text{製造業 } 458\text{千円} \times 85.4\% (= \frac{25.2}{29.5}) = 391\text{千円}$$

$$\text{卸小売業 } 360\text{千円} \times 90.6\% (= \frac{25.0}{27.6}) = 326\text{千円}$$

(ハ) 「就業構造基本調査」(追加集計)により産業間相対所得比率を求め、これを(ホ)の結果に乗じて各産業の総平均所得を算出する。

製造業	100.0	391 <sup>千円</sup>	(391)	卸小売業	100.0	326 <sup>千円</sup>	(308)
鉱業	84.5	330	(664)	運輸通信公益事業	97.6	318	(349)
建設業	82.1	321	(405)	サービス業	92.0	300	(366)

	1業主当り所得	個人業主数	所得額	現行所得額
製造業	391 <sup>千円</sup>	792 <sup>千人</sup>	309,620	309,620
鉱業	330	15	4,950	9,963
建設業	321	415	133,215	16,824
卸小売業	326	2,158	703,508	665,593
運輸通信公益事業	318	48	15,264	16,965
サービス業	300	912	273,600	333,705
計		4,340	1,440,157	1,503,887

但し、内取を除く比較である。

## (2) 自営業主数の推計

### 1) 現行推計方法の概要

自営業主数および雇用者数の推計は、「国勢調査」の計数を基礎として、これを毎月の「労働力調査」の計数によって延長する方法によって行なわれている。

昭和32年2月分を例にとって、その推計手続を具体的に表示したのが第3表である。これを以下において順々に説明する。

(A) 「昭和30年国勢調査1%抽出集計結果」の計数が基礎となっている。(A欄)

(B) 「労働力調査」昭和30年9月分の計数(B欄)に対するAの較差率(C欄)を算出する。なお32年10月以降「労働力調査」の調査方法の変更に伴って、較差率も改算されている。